

修士課程

福祉社会専攻 <研修生>

研修生入試は  
春季(2月)入試のみ  
実施します。

## 福祉社会専攻および人間福祉専攻への出願を検討されている皆様へ

福祉社会専攻および人間福祉専攻では定期的に関催する進学相談会のほかに、「個別相談」や「研究室訪問」を随時受け付けています。ご自身の指導教員や研究計画の検討に際して、こうした機会を是非積極的に活用するようにしてください。

個別相談や研究室訪問を希望する方は、以下の必要事項を記入（メール添付でも可）して多摩事務部大学院課人間社会研究科担当（現代福祉学部事務課）[fukushi@hosei.ac.jp] までメールにてお申込みください。

- ①希望専攻名（入学試験選抜区分〔一般・社会人自己推薦・外国人留学生・研修生のいずれか〕）
- ②自己紹介（大学、学部、職業〔業務内容〕等も記載すること）
- ③研究テーマ（現在検討中の内容で可）
- ④相談希望教員名（指導希望教員名） \*ご自身の研究テーマを踏まえ、研究科ホームページおよび研究科パンフレットを確認し、必ず相談希望の教員を記入して下さい。

### [注意事項]

- ・臨床心理学専攻では個別相談・研究室訪問は実施していません。大学院ホームページでお知らせする進学相談会にお越しください。
- ・出願後および出願期間中の個別相談には応じられませんのでご注意ください。
- ・担当教員に確認したうえでご紹介するまで若干のお時間を頂きます。出願期間開始日の直前にお申し込み頂いても出願締切日までに対応出来ない場合がありますので予めご了承ください。また、余裕をもって申込むようにしてください。

## 修士課程

### 福祉社会専攻<研修生>入試

#### 1. 募集する課程、専攻および入学定員概要

課程	専攻名	募集人数
研修生	福祉社会専攻	若干名

#### 2. 出願資格

次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、福祉社会専攻の授業科目の履修及び特定の主題による研究指導を希望する者

- (1) 日本もしくは外国において大学を卒業し、学士の学位を有する者、又は2020年3月末までに大学を卒業見込み（学士の学位を授与される見込み）の者で、入学時（2020年4月1日現在）22歳以上の者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了し、学士の学位を有する者、又は2020年3月末までに修了見込み（学士の学位を授与される見込み）の者（※1）、その国において大学院入学資格を有する者、またはこれに準ずる者で、入学時（2020年4月1日現在）22歳以上の者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において個別の入学審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者

- ※1
- ・いわゆる「飛び級」等により、通常の16年の課程を16年に満たずして卒業した場合もこれに含める（但し、入学時22歳以上）。
  - ・大学院入学までの通常の教育課程が16年未満の海外の学校を修了した者で、その国の公的証明により16年の教育と同等の教育を修了していると認められた場合は、この条件を満たすものとする。

##### <注意1>

(2)～(4)の資格で受験を希望する者は、出願期間締切日の2ヶ月前までに多摩事務部大学院課人間社会研究科担当にて出願資格を確認すること。(4)の個別の入学資格審査の方法は43頁を参照のこと。

##### <注意2>

研修生のうち、在留資格が「留学」の外国人留学生の者は、出入国管理法により週10時間（6科目）以上の授業科目の履修が義務付けられています。ただし、人間社会研究科福祉社会専攻においては、時間割の関係上、週10時間（6科目）以上の授業科目の履修は保証できませんのでご注意ください。

##### <注意3>

特段の事情がある場合を除き、他大学での非正規生の在学期間を含め、専ら聴講によらない研究生・研究員などの在学期間の上限は通算「2年間」であり、専ら聴講による教育を受ける科目等履修生・研修生・委託研修生などの在学期間の上限は通算「1年間」です。なお「非正規課程」には日本語学校は含まれません。

したがって、出願時において既に他大学で研修生等として専ら聴講による教育を受けている場合は、本学の研修生へ出願することはできません（修士課程への出願は可能ですが、研修生との併願はできません）。

※特段の事情とは一般に病気・怪我等にて通学できない状況になります。どのようなケースが特段の事情として認められるか、ご自身の区分が「専ら聴講によるもの」なのかどうか不明な場合は、直接入国管理局へお問い合わせください。

##### <注意4>

現在、法政大学大学院の研修生である場合は、研修生への出願や併願制度への出願はできません。併願制度を「希望しない」として修士課程へ出願してください。

### 3. 選抜方法

専攻	入学試験方式	選抜方法
福祉社会専攻	研修生	筆記試験（専門科目）および口述試験（日本語による面接）

筆記試験の出題範囲および形式（※筆記試験の解答は日本語で行うこと）

専攻	試験科目	出題範囲および形式
福祉社会専攻 (出題範囲および形式は、福祉社会専攻<修士課程>と共通です)	専門科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下記の領域に関する知識を問う問題から自由に3問を選択し解答。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワーク系（社会福祉の理論・援助方法など）</li> <li>・システム・マネジメント系（保健医療福祉システム、福祉施設経営、非営利組織経営など）</li> <li>・コミュニティー・デザイン系（都市・住宅政策、地域空間、地域文化、地域経営、地方自治など）</li> </ul> </li> <li>●上記領域に関する論述問題から1問を選択し解答。</li> </ul>

### 4. 出願手続

#### (1) 選考料

35,000円（様式1の「振込依頼書・入学志願票」を使用し日本国内から振込みのこと）  
 ※海外から送金する場合は、振込銀行手数料（海外銀行分）と支払銀行手数料（日本国内銀行分）の両方が依頼人（出願者）負担となるよう現地の銀行に申し出たうえで、必ず日本円で振り込んでください。詳細は多摩事務部大学院課人間社会研究科担当へ問合せてください。

#### (2) 提出書類

※以下の a,e,f,g,h,i の書類は日本語で記入・作成してください。

※提出書類は黒ボールペン（消せるボールペンは不可）で楷書にて記入してください。

	提出書類	様式
a	入学志願票（C, D票） C, D票のみ提出。B票は各自保管のこと。（銀行印の押印を確認すること）	様式1
b	卒業（見込）証明書 1通（※注意①・②） 最終出身校の卒業（見込）証明書	
c	成績証明書 1通（※注意①・②） 最終出身校の成績証明書 ※編入学・学士入学している者は、編・学士入学前の在籍校の成績証明書・在籍期間証明書も併せて各1通提出すること。	
d	学士学位取得（見込）証明書 1通（外国の大学卒業（見込）の者のみ）（※注意①・②）	
e	入学試験面接カード 所定の用紙に必要事項をもれなく記入すること。 ※「指導を希望する専任教員名」は記入必須ですが、あくまで希望として記入するもので、合格、入学後の指導教員を決定するものではありません。正式な指導教員は入学後にあらためて希望を提出し、研究科教授会にて検討のうえ最終的に決定となります。	様式2
f	研究計画書 2,000字程度。ワープロ使用により別紙に印刷する場合は様式3-1を表紙として提出すること。（同様の書式を作成し提出することも可能）	様式3-1
g	履歴書 必要事項をもれなく記入すること。必ず捺印のこと。	様式4
h	論文（卒業論文を含む）の概要またはこれまでの研究・社会的活動の概要 2,000字～4,000字程度。日本語で作成すること。ワープロ使用により別紙に印刷する場合は様式5-1を表紙として提出すること。（同様の書式を作成し提出することも可能）	様式5-1

◆以下 i は福祉社会専攻<社会人自己推薦選抜>入試に出願資格を有する者のみ上記 g に代えて提出してください。

i	自己推薦書 2,000字～4,000字程度。これまでの研究・仕事、または社会的活動・専門としてきた分野などの概要を含めること。ワープロ使用により、別紙に印刷する場合は、様式5-2を表紙として提出すること。（同様の書式を作成し提出することも可能）	様式5-2
---	---	-------

◆以下 j は日本国以外の国籍を有する者のみ、提出してください。

j	<p><b>住民票 または 在留資格・期間を証明するもの 1通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後3ヶ月以内のものを提出すること。</li> <li>・出願時に外国人登録をしていない者は、パスポートのコピーなど、在留資格・期間が分かるものを提出すること。</li> </ul> <p>※2012年7月9日より導入された新しい在留管理制度に基づき、市区役所・町村役場にて住民票の発行を受けて提出してください。</p> <p>※必ず「在留資格・期間」が明記されているものを提出してください。</p> <p>※マイナンバーが記載されていないものを提出してください。</p>
---	---

◆以下 k は該当する試験を受験している場合のみ、両方あるいはいずれか1つを提出してください。

k	<p><b>日本語能力に関する証明書 1通 (コピーでも可) (※注意②)</b></p> <p>受験している場合のみ、両方、あるいはいずれか1つを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の試験科目のうち、「日本語」の試験の成績通知書1通(入試日から起算して過去2年以内に受験したもののみ有効)</li> <li>・財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」の1級またはN1合格の認定書1通</li> </ul>
---	--

※注意 ①外国の大学(大学院)を卒業(修了)した方は、卒業(修了)証明書、成績証明書、学位取得証明書などは、英語または日本語の証明書を提出してください。提出が困難な場合には、大使館などの公的な機関にて、自分で用意した英訳または日本語訳の証明書の翻訳が正しいことの公証書を発行してもらい、証明書原本と翻訳文と公証書を合わせて提出してください。

※証明書が日本語または英語で書かれている場合

証明書が原本であることをよく確認し、そのままご提出ください。

※証明書が日本語または英語ではない場合

**証明書原本(日本語、英語以外)1通 + 翻訳(日本語もしくは英語のものを自分で用意)1通 + 大使館・公証処での公証** を全て揃えて提出してください。

②婚姻等により証明書(b、c、d、k)と異なる姓名になった者は、必ずこれを証明する書類(戸籍抄本)を提出して下さい。

③一旦提出した書類等は試験結果の合否に関わらず返還しません。

### (3) 出願方法

①出願期間内に、選考料を銀行振込により納入すること。

②提出書類を所定の封筒により、出願期間内に多摩事務部大学院課人間社会研究科担当まで郵送(書留速達)すること

③出願は郵送のみとする。

### (4) 出願先

〒194-0298 東京都町田市相原町4-3-42

法政大学 多摩事務部大学院課人間社会研究科担当

## 5. 入試日程

### (1) 出願期間

2020年1月10日(金)～1月17日(金)(1月17日消印有効)

※受験票は試験日の1週間前頃に発送します。

### (2) 試験日程

2月22日(土)	10:00～11:30	11:30～12:30	12:30～14:30
	専門科目 (参照不可)	昼休	口述試験

※注意 a. 受験者は試験開始20分前までに必ず試験教室に入室してください。

b. 試験時間中の途中退席はできません。

### (3) 合格発表

2020年2月28日(金) 10:00

法政大学大学院ホームページ (<http://www.gouhi.com/hosei/gs/>)

(合格者には、合格者通知書および入学手続き書類を速達で郵送します。)

#### (4) 入学手続期間

2020年2月29日(土)～3月7日(土)

(手続き方法の詳細については合格発表時に通知しますが、所定の登録料及び指導料を納め、指定された書類を簡易書留で郵送してください。)

## 6. 試験会場

法政大学 多摩キャンパス 現代福祉学部棟(17号館)

(試験教室は受験票郵送時にお知らせします。)

## 7. 入学手続

### (1) 入学手続に必要な書類

- a. 学費納入済票
- b. 住民票(発行後3ヶ月以内のもの) 1通
- c. 写真(3ヶ月以内に撮影したもの 3cm×3cm) 2枚
- d. 卒業証明書(卒業見込みで受験した者のみ) 1通
- e. 成績証明書(卒業見込みで受験した者のみ) 1通

※注意 外国人の方も2012年7月9日より導入された新しい在留管理制度に基づき、市区役所・町村役場にて「住民票」の発行を受けて提出してください。また、その際、必ず「在留資格・期間」が明記されているものを提出してください。

### (2) 登録料及び指導料

登録料	30,000円
指導料(年間)	264,000円
合計	294,000円

## 8. 注意事項

- (1) 一旦受領した選考料は返還いたしません。
- (2) 提出書類に不備があると、受験できなくなることがあります。十分注意してください。
- (3) 受験者が遅刻した場合、試験開始20分以後の受験はいかなる理由があっても認めません。
- (4) 受験会場では携帯電話等の時計としての使用は一切認めません。入室の際には、必ず電源を切ってください。
- (5) 受験当日は、付近の食堂が閉まっていることがあります。なるべく各自で昼食を用意してください。
- (6) 電話での可否の問い合わせには一切応じません。
- (7) 研修生登録後の研究指導は、原則として日本語で行うものとします。

## 9. 研修生の在留資格申請について

研修生、又は委託研修生のうち、在留資格が「留学」の外国人留学生の方は、出入国管理法により週10時間(6科目)以上の授業科目の履修が義務付けられています。ただし、人間社会研究科 福祉社会専攻においては、時間割の関係上、週10時間(6科目)以上の授業科目の履修は保証できませんのでご注意ください。

なお、外国人留学生が、入学後、出席状況及び資格外活動に問題があったことにより在留資格が不許可となった場合、大学は責任を負いません。

また、出席状況及び資格外活動について大学から調査があった場合、必要に応じて面談や資料提出に応じて頂きます。